

# 令和6年4月版「経営事項審査申請の手引き」の変更点

## ○主な変更事項

### 目次（修正）

- ・令和5年10月 ⇒ 令和6年4月 に修正

### P 7（修正）：（4）審査における注意事項

- ・行政書士（使用人・補助者除く） ⇒ 行政書士（補助者除く） に修正

### P 8（修正・追記）：○受付について

- ・郵送受付による審査は、事前に管轄の建設事務所総務課担当者にご連絡のうえ、審査予約日の前日までに
- ⇒郵送受付による審査は、事前に管轄の建設事務所総務課担当者にご連絡のうえ、審査予約日の前々日までに 下線部分を修正・追記

### P 9（修正・追記）：○当日の審査について

- ・従前の対面での審査と比較して審査時間が長くなっており、待機していただく時間も長くなっております。審査を円滑に行うために、書類提出にあたっては不備不足がないよう「経営事項審査申請の手引き」を確認のうえ、準備をお願いします。
- ⇒近年、審査時間が長くなっております。審査を円滑に行うために、書類提出にあたっては不備や過不足がないよう「経営事項審査申請の手引き」を確認のうえ、準備をお願いします。書類は整理し、必要な箇所に付箋を貼るなど、スムーズな審査進行にご協力をお願いします。
- 下線部分を修正・追記

### P 1 0（追記）：（9）提出書類

- ・※提出書類はA4片面で印刷してください。 を追記

### P 1 1（追記）：（9）提出書類 No.17

- ・③自動車検査証（自動車検査証記録事項） を追記

### P 1 3（追記）：（表4）確認書類一覧表 No.4 変更届出書（事業年度終了の届出書）

- ・※法定期限内の提出であっても、書類不備が見受けられる場合がありますので早めにご提出ください。 を追記

### P 1 3（追記）：（表4）確認書類一覧表 No.9 技術職員、技能者及び公認会計士等の雇用が確認できる書類

- ・※紛失した場合は、再発行可能かご確認願います。 を追記

### P 1 4（修正）：（表4）確認書類一覧表 No.10 技術職員の資格等を証する書類

- ・※ 登録基幹技能者講習を修了した者については登録基幹技能者講習修了証（建設業法第 26 条第 1 項に定める主任技術者の要件を満たす者と認められる旨の記載があること）の写し
- ⇒※ 登録基幹技能者講習を修了した者については登録基幹技能者講習修了証（建設業法第 26 条第 1 項に定める主任技術者の要件を満たす者と認められる旨の記載があり、有効期限内のもの）の写し
- ※下線部分を修正

**P 1 4（追記）**：（表 4）確認書類一覧表 No. 11 建設工事の担い手の育成及び確保に関する取組の状況を確認する書類

- ・※雇用保険（項番 41）、健康保険（項番 42）、厚生年金保険（項番 43）については、対象者がいない場合は、「2（無）」ではなく「3（適用除外）」となりますので書き間違いにご注意ください。 を追記

**P 1 5（追記）**：（表 4）確認書類一覧表 No. 15 防災協定締結の有無を確認できる書類

- ・国、特殊法人等（公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第 2 条第 1 項に規定する特殊法人等）又は地方公共団体と申請者が協定を直接締結している場合は、防災協定書の写し（証明書は不要） 下線部を追記

**P 1 5（追記）**：（表 4）確認書類一覧表 No. 17 建設機械の保有状況を確認できる書類

- ・②対象機械が正常に稼働する状態であること及び種別または規格を確認できる書類（特定自主検査記録表、自動車検査証（自動車検査証記録事項）又は移動式クレーン検査証の写し） 下線部を追記

**P 1 6（削除）**：（表 4）確認書類一覧表 No. 18 知識及び技術又は技能の向上に関する取組の確認書類

- ・②審査基準日以前 3 年前の日において受けている評価区分が分かる能力評価結果通知書（※）を削除

**P 1 7（修正）**：注 7

- ・経験期間に在籍していたことがわかる資料を、事前に建設事務所へ提出してください。ただし、やむを得ず審査当日に提出された場合は、後日確認を行います。
- ⇒経験期間に在籍していたことがわかる資料を、事前に余裕をもって管内の建設事務所へ提出してください。 下線部を追記、ただし書きを削除

**P 1 8（追記）**：注 1 2

- ・前回認められた機械については、自己所有及びリース契約で内容に変更のない場合、契約書類は不要です。その場合、別添様式「建設機械の保有状況一覧表」の「No.」に○を付けてください。 下線部を追記

**P 1 8（追記）**：注 1 3

- ・自動車検査証（令和 5 年 1 月 4 日以降交付分は自動車検査証記録事項（※））。審査基準日において有効なもの（審査基準日後に発行されたものは不可）。

下線部を追記。これに伴い、※印の説明文を注15から注13へ移動。

**P18 (修正)** : 注15

- ・自動車検査証(令和5年1月4日以降交付分は自動車検査証及び自動車検査証記録事項(※)。審査基準日において有効なもの。
- ⇒・自動車検査証(令和5年1月4日以降交付分は自動車検査証記録事項(※)。審査基準日において有効なもの(審査基準日後に発行されたものは不可)。に修正

**P27 (追記)** : (4) 完成工事高等 ウ

- ・※公共工事の場合、個別の工事の発注業種は発注機関が定めますので、工事経歴書等に記載する工事がどの業種に該当するか分からない場合は発注機関へ確認してください。 を追記

**P37 (修正)** : 工事種類別完成事高付表【分割分類用】記載例

- ・とび・土工工事 ⇒ とび・土工・コンクリート工事 に修正

**P44 (追記)** : (2) 技術者の区分 アの表 監理技術者補佐

- ・主任技術者+1級技士補 又は監理技術者要件を満たす者 下線部を追記

**P44 (追記)** : (2) 技術者の区分 カ

- ・※レベル判定は、能力評価(レベル判定)結果通知書により確認します。 を追記

**P44 (追記)** : (2) 技術者の区分 キ

- ・また、監理技術者要件を満たす者については、監理技術者資格者証等により確認します。 を追記

**P50～51 (追記)** : (8) 建設機械の保有状況について イ

- ・自動車検査証(令和5年1月4日以降交付分は自動車検査証記録事項。審査基準日において有効であるもの。審査基準日後に発行されたものは不可) 下線部を追記

**P57～59 (修正)** : 建設機械の保有状況一覧表(様式)及び記載例

- ・様式の「確認対象」列を削除
- ・記載要領2 確認対象機械については確認対象欄に○を記入すること を削除
- ・記載要領及び記入例に、移動式クレーンは刻印番号を記入。 を追記

**P102 (追記)** : (表12) 技術職員有資格区分コード

- ・◇=1点(実務経験3年) ◆=1点(実務経験5年)
- ⇒ ※実務経験は一次検定又は二次検定試験合格後 下線部を追記

**P104 (追記)** : (表12) 技術職員有資格区分コード

- ・コード「064」については、登録基幹技能者講習修了証(建設業法第26条第1項に定める主任技術者の要件を満たす者と認められる旨の記載があり、有効期限内のもの)の写しが確認書類として必要です。 を追記